

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「あるく保険」の歩数計測の特別措置を実施します

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、「あるく保険」(注1)の歩数計測に関し以下のとおり特別措置を実施いたします。

(注1)正式名称:新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康増進特約付加

1. 特別措置の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日(火)から5月25日(月)までの期間、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令され、外出の自粛等が求められた
ことを受け、上記期間中の「あるく保険」の歩数計測について特別措置を実施いたします。

対象商品	あるく保険
対象期間	2020年4月7日(火)から5月25日(月) (新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令期間中)
対象契約	対象期間中に1日の歩数が8,000歩に満たない日がある契約(注2)
実施内容	対象期間中について、1日の歩数が8,000歩に満たない日を計測対象から除外して計測単位期間(6か月)の1日あたりの平均歩数を再算出し、達成/未達成の再判定を行います。 なお、再算出した平均歩数や再判定結果は「あるく保険」アプリに反映いたします。
実施時期	2020年12月23日(水)(注3)に「あるく保険」アプリに反映いたします。

(注2)対象期間中の歩数が「あるく保険」アプリに同期がされていない契約は対象外となります。

(注3)12月23日(水)午前1:00~午前6:00の間、本対応に伴うシステム作業のため、「あるく保険」アプリを起動するとエラーとなる場合がございます。6:00以降に「あるく保険」アプリを起動すれば、当該時間中の歩数を含め歩数が連携されます。本ご注意事項は、「あるく保険」アプリのプッシュ通知にて、全ての「あるく保険」のご契約者様に対し事前にご連絡いたします。

2. ご契約者様へのご連絡

上記対象契約のご契約者様に対しましては、「あるく保険」アプリのプッシュ通知にて、特別措置の内容を事前にご連絡いたします。また、本特別措置により、自動すえ置き中もしくはお支払済の健康増進還付金が増額されるご契約者様に対しましては、書面にてご連絡いたします。(2021年1月を予定しております。)

詳細につきましては、弊社の取扱者/代理店、もしくは以下「お問い合わせ先」までご連絡ください。

■お問い合わせ先(カスタマーセンター) 0120-270-002 (⇒音声ガイダンスが流れたら番号「0」を選択)	■受付時間 平日 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
---	--

以上